

広島県地域防災計画の修正案について

1 要旨

災害対策基本法に基づき防災関係機関が処理すべき事務及び業務の大綱を定める「広島県地域防災計画」について、所要の修正を行う。

2 現状・背景

広島県地域防災計画は昭和38年6月に策定以降、関係法令の改正や防災施策の情勢変化に応じて、毎年度修正を行っている。

3 修正案の概要

(1) 修正に当たっての考え方

国の防災基本計画の修正や新たな防災気象情報の運用等、最近の防災施策等を踏まえ、防災関係機関の果たすべき役割の追加などについて、修正を行う。

(2) 主な修正箇所

ア 複合災害への対応（別紙 No. 1、No. 4）

多様化する昨今の災害の状況を踏まえ、関係機関における複合災害（複数の災害が同時又は連続して発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した防災計画の見直しや訓練の実施に関する事項を追記する。

イ 災害ボランティア活動の推進（別紙 No. 5、No. 6、No. 8）

能登半島地震を踏まえた被災者支援の強化に向けた地震防災対策検討会（以下「被災者支援検討会」という。）の検討結果や防災基本計画の修正を踏まえ、災害ボランティア人材の育成・確保や災害ボランティア活動の環境整備に向けた関係機関における取組に関する事項を追記する。

ウ 物資の備蓄及び備蓄状況の公表（別紙 No. 18）

防災基本計画の修正を踏まえ、県及び市町において、被災者の避難生活に必要な物資の備蓄について大規模災害における想定避難者数に応じた数量の確保に努めるとともに、備蓄状況について年に1回公表するものとするなど、必要な事項を追記する。

エ 新たな防災気象情報の運用に伴う体系整理（別紙 No. 21）

新たな防災気象情報の運用を踏まえ、計画に引用している防災気象情報の名称等を整理する。

オ 林野火災への対応（別紙 No. 22～29）

防災基本計画の修正を踏まえ、林野火災に係る防災知識の普及や林野火災対応能力の向上に必要な資機材の充実など、関係機関における取組に関する事項を追記する。

カ 災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣（別紙 No. 40）

被災者支援検討会の検討結果や防災基本計画の修正を踏まえ、県による災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣について、避難所避難者に加え、在宅避難者や車中泊避難者を対象とする旨を追記する。

(3) 根拠法令

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項

4 スケジュール

令和8年5月22日（金）に令和8年度広島県防災会議を開催し、広島県地域防災計画の修正案を審議し、決定する。

広島県地域防災計画の修正内容(案)

別紙

No	概要	内容	修正箇所
1	複合災害を想定した防災計画の見直し	多様化する昨今の災害の状況を踏まえ、次の事項を追記する。 「複合災害(複数の災害が同時又は連続して発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。」	第1章 第3節
2	中国四国管区行政評価局の業務大綱	中国四国管区行政評価局の指定地方行政機関への指定に伴い、同局の業務大綱を追記する。	第1章 第4節
3	広島国際空港株式会社の業務大綱	広島国際空港株式会社の指定地方公共機関への指定に伴い、同社の業務大綱を追記する。	第1章 第4節
4	複合災害を想定した訓練の実施	多様化する昨今の災害の状況を踏まえ、次の事項を追記する。 「国、県等の防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。」	第2章 第5節
5	ボランティアによる防災活動への県民の参加促進	能登半島地震を踏まえた被災者支援の強化に向けた地震防災対策検討会(以下「被災者支援検討会」という。)の検討結果や防災基本計画の修正を踏まえ、次の事項を追記する。 「国、県及び市町は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び国民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への県民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。」	第2章 第5節
6	ボランティア人材の育成・確保	被災者支援検討会の検討結果や防災基本計画の修正を踏まえ、次の事項を追記する。 「国、県及び市町は、避難生活支援リーダー/サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるとともに、国は、登録ボランティア人材のデータベースの整備を図るものとする。」	第2章 第5節
7	被災者援護協力団体との連携強化	防災基本計画の修正を踏まえ、次の事項を追記する。 「国は、被災者援護協力団体の登録及びそのデータベースの整備を進めるとともに、国及び県は、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努める。」	第2章 第5節
8	ボランティアの活動環境の整備	被災者支援検討会の検討結果や防災基本計画の修正を踏まえ、次の事項を追記する。 「国、県及び市町は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。」	第2章 第5節
9	消防団の充実強化	「国及び市町(県)は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるものとする。」	第2章 第5節
10	各種防災関連システムの運用	防災基本計画の修正を踏まえ、次の事項を追記する。 「国は、災害時に新総合防災情報システム(SOBO-WEB)や新物資システム(B-PLo)等に情報が集約されるよう、これらのシステムについて周知するものとする。また、国、県及び市町は、各種防災関連システムの利活用促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努めるものとする。」	第2章 第7節
11	道路啓開計画の作成・見直し	防災基本計画の修正を踏まえ、次の事項を追記する。 「道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去(路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。)による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開、応急復旧等(以下「道路啓開等」という。)に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進するものとする。」	第2章 第7節
12	道路管理者・インフラ事業者の関係機関との連携強化	防災基本計画の修正を踏まえ、次の事項を追記する。 「道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。」	第2章 第7節
13	アンダーパスの冠水防止・渡河部の道路流失に伴う被災地の孤立の長期化防止	防災基本計画の修正を踏まえ、次の事項を追記する。 「国及び地方公共団体は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。さらに、国は、応急復旧資機材の確保や貸与等による地方公共団体への支援を推進するものとする。」	第2章 第7節
14	被災者支援業務の迅速化・効率化	防災基本計画の修正を踏まえ、次の事項を追記する。 「市町は、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。」	第2章 第7節
15	新物資システムの活用	防災基本計画の修正を踏まえ、次の事項を追記する。 「県及び市町は、新物資システム(B-PLo)を活用し情報共有を図るとともに、施設(備蓄倉庫・物資拠点・避難所)ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握する。」	第2章 第7節
16	指定避難所以外の避難所の把握	防災基本計画の修正を踏まえ、次の事項を追記する。 「市町は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握する。」	第2章 第7節の2

No	概要	内容	修正箇所
17	避難所環境の整備等の地域防災力の向上	被災者支援検討会の検討結果や防災基本計画の修正を踏まえ、次の事項を追記する。 「県及び市町は、国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。」	第2章 第7節の2
18	物資の備蓄及び備蓄状況の公表	防災基本計画の修正を踏まえ、次の事項を追記する。 「市町は、避難生活に必要な物資を備蓄に努めるものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。」 「県は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、市町が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量と市町により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や、市町の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。」	第2章 第7節の4
19	個別避難計画の制度の周知・啓発	被災者支援検討会の検討結果や防災基本計画の修正を踏まえ、次の事項を追記する。 「市町は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。」	第2章 第8節
20	災害救助法の改正を踏まえた救助活動等の追加	災害救助法の改正を踏まえ、災害救助法に基づく救助活動に「福祉サービスの提供」を追加する。	第2章 第9節 第3章の1 第14節
21	新たな防災気象情報の運用に伴う体系整理	新たな防災気象情報の運用を踏まえ、計画に引用している防災気象情報の名称等を整理する。 (例)「大雨警報(土砂災害)」⇒「レベル3土砂災害警報」、「土砂災害警戒情報」⇒「レベル4土砂災害危険警報」等	第3章の1 第2節
22	林野火災に対する備え	防災基本計画の修正を踏まえ、次の事項を追記する。 「林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため、消防機関を始めとする地方公共団体は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行うものとする。」	第3章の1 第17節
23	林野火災からの避難に係る避難行動要支援者への配慮	防災基本計画の修正を踏まえ、次の事項を追記する。 「市町は、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。」	第3章の1 第17節
24	林野火災に係る緊急消防援助隊の要請に向けた連絡調整	防災基本計画の修正を踏まえ、次の事項を追記する。 「県は、必要に応じ、又は被災市町の要請に基づき、直ちに緊急消防援助隊の要請等を行えるよう、被災市町等と緊密に連絡調整を行うものとする。」	第3章の1 第17節
25	林野火災に係る防災知識の普及	防災基本計画の修正を踏まえ、次の事項を追記する。 「国、公共機関、地方公共団体等は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する国民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発を実施するものとする。なお、啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意するものとする。」 「国、地方公共団体等は、我が国の置かれた自然条件等についての国民の正しい理解を得るため、林野火災に関する広報資料の作成・周知等に努めるものとする。」 「国、地方公共団体等は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板や立看板、防火水槽、簡易防火用水など防火思想の普及と初期消火のための施設の配備を促進するものとする。」	第3章の1 第17節
26	林野火災への警戒	防災基本計画の修正を踏まえ、次の事項を追記する。 「国及び地方公共団体は、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。」	第3章の1 第17節
27	林野火災対応能力の向上に必要な資機材の充実	防災基本計画の修正を踏まえ、次の事項を追記する。 「国及び地方公共団体は、林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図るものとする。」 「国及び地方公共団体は、水利に限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化するものとする。」	第3章の1 第17節

No	概要	内容	修正箇所
28	林野火災の消火活動に係る手順	<p>防災基本計画の修正を踏まえ、次の事項を追記する。</p> <p>「消防機関等は、火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行うものとする。」</p> <p>「消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、消防計画、林野火災防御図、飛び火警戒要領等の活用や、地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的な消火活動を行うものとする。また、活動終期にあつては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行うものとする。」</p> <p>「消防機関等は、消火活動の実施に当たり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底するものとする。」</p> <p>「消防機関は、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請するものとする。また、県は、必要に応じ、又は被災市町からの要請に基づき、消防庁や自衛隊に対して応援等の要請を行うものとする。」</p> <p>「県内応援部隊の調整を行う代表消防機関は、火災の延焼状況等を把握し、被災市町の消防機関に対して応援部隊の派遣に係る調整など支援を行うものとする。」</p>	第3章の1 第17節
29	林野火災の消火活動に係る被災地域外の地方公共団体との連携	<p>防災基本計画の修正を踏まえ、次の事項を追記する。</p> <p>「被災地方公共団体は、消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努めるものとする。」</p> <p>「応援部隊は、水利に限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等を活用するものとする。」</p> <p>「応援部隊は、人員・資機材の搬送に当たって、山間地の悪路・隘路でも走行可能な車両を適切に活用するものとする。」</p> <p>「応援部隊は、地域の実情に精通した消防団を含む消防機関と情報共有を密にして連携の強化を図るものとする。」</p>	第3章の1 第17節
30	大規模災害時の職員の健康管理	<p>防災基本計画の修正を踏まえ、次の事項を追記する。</p> <p>「大規模な災害が発生し、県各局等で要員が不足する場合は、県人事課(災害対策本部を設置している場合は動員班)で動員及び調整を行う。また、職員の健康管理の観点から、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底する。」</p>	第3章の1 第2節 第1項 第3章の2 第2節 第1項
31	地方公共団体の要請を待たない国の応援の実施	<p>防災基本計画の修正を踏まえ、次の事項を追記する。</p> <p>「指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、被災都道府県知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、応援をすることができる。」</p>	第3章の1 第5節 第2項
32	被災地域内における福祉的支援	<p>防災基本計画の修正を踏まえ、次の事項を追記する。</p> <p>「県は必要に応じ、被災地域内における福祉的支援及びその支援を円滑に行うための総合調整等の支援に努めるものとする。」</p>	第3章の1 第5節 第2項
33	国または被災都道府県の要請に基づくDWATの派遣	<p>防災基本計画の修正を踏まえ、次の事項を追記する。</p> <p>「県は、国(厚生労働省)又は被災都道府県の要請に基づき、被災都道府県における避難所等の高齢者、障害者等の多様なニーズの対応のため、災害派遣福祉チーム(DWAT)の応援派遣を行うものとする。」</p>	第3章の1 第5節 第2項
34	保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築	<p>被災者支援検討会の検討結果や防災基本計画の修正を踏まえ、次の事項を追記する。</p> <p>「県は、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めるものとする。」</p>	第3章の1 第6節 第2項
35	保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備	<p>被災者支援検討会の検討結果や防災基本計画の修正を踏まえ、次の事項を追記する。</p> <p>「県は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制(災害時保健医療福祉活動支援システム(D24H)等のシステムの活用体制を含む。)の整備に努めるものとする。」</p>	第3章の1 第6節 第2項
36	船舶を活用した医療活動及び傷病者の搬送の要請	<p>防災基本計画の修正を踏まえ、次の事項を追記する。</p> <p>「県は、必要に応じ、政府本部に対し、被災地域内の港湾における船舶を活用した医療活動及び傷病者の搬送を要請する。」</p>	第3章の1 第6節 第2項
37	道路の被災状況の把握・道路啓開	<p>防災基本計画の修正を踏まえ、次の事項を追記する。</p> <p>「道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国に報告するほか、道路啓開を行い緊急車両の通行の確保に努めるものとする。」</p>	第3章の1 第7節 第2項
38	道路啓開に係る関係機関の協力	<p>防災基本計画の修正を踏まえ、次の事項を追記する。</p> <p>「道路啓開について、道路管理者等、警察機関、消防機関、自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとるものとする。」</p>	第3章の1 第7節 第2項
39	全国共通避難所・避難場所IDの共有	<p>防災基本計画の修正を踏まえ、次の事項を追記する。</p> <p>「市町は、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に都道府県に報告し、都道府県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。」</p>	第3章の1 第8節 第1項
40	被災地へのDWATの派遣	<p>被災者支援検討会の検討結果や防災基本計画の修正を踏まえ、次の事項を追記する。</p> <p>「県は、避難所等の高齢者、障害者等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム(DWAT)を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難所のもとへ派遣するものとする。」</p>	第3章の1 第8節 第1項

No	概要	内容	修正箇所
41	避難所運営に係る多様な視点への配慮	防災基本計画の修正を踏まえ、次の事項を追記する。 「市町は、指定避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮やこども・若者の居場所の確保に努める視点等に配慮するものとする。」	第3章の1 第8節 第1項
42	災害対応車両の登録	防災基本計画の修正を踏まえ、次の事項を追記する。 「国は、災害時に活用可能なキッチンカー、トイレカー、トレーラーハウス等を平時から登録・データベース化し、国及び県は被災地のニーズに応じて迅速に提供するための環境整備を図るものとする。」	第3章の1 第8節 第1項
43	応急給水計画の策定	防災基本計画の修正を踏まえ、次の事項を追記する。 「水道事業者等は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するため、市町と連携し、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定する。」	第3章の1 第9節 第2項
44	代替水源の確保	防災基本計画の修正を踏まえ、次の事項を追記する。 「地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める。」	第3章の1 第9節 第2項
45	発災後の物資輸送体制の確保	防災基本計画の修正を踏まえ、次の事項を追記する。 「県、市町は、発災後は物資輸送拠点を速やかに開設するとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送体制を確保する。」	第3章の1 第9節 第4項
46	津波が襲来した場合の備えの平時からの確認	南海トラフ地震防災対策推進基本計画の改定を踏まえ、次の事項を追記する。 「避難対象地域内の住民等は、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努めるべきものとする。」	第3章の2 第2節 第3項
47	津波浸水想定を勘案した消防体制の整備	防災基本計画の修正を踏まえ、次の事項を追記する。 「市町等は、津波時の浸水想定を勘案し、あらかじめ消防体制を整備しておくものとする。」	第3章の2 第6節 第3項
48	罹災証明の発行に係る士業団体等との連携	防災基本計画の修正を踏まえ、次の事項を追記する。 「不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。」	第4章 第2節
49	内水排除施設等の管理上必要な操作等の被災防止措置	南海トラフ地震防災対策推進基本計画の改定を踏まえ、次の事項を追記する。 「河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、内水排除施設等の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の被災防止措置を講じるものとする。」	南トラ推進計画 第6節
50	重要施設の選定・電気事業者との共有	南海トラフ地震防災対策推進基本計画の改定を踏まえ、次の事項を追記する。 「特に優先的に電力を必要とする重要施設を県において選定し、電気事業者と共有することとする。」	南トラ推進計画 第7節
51	後発地震に備えた空港の体制整備	南海トラフ地震防災対策推進基本計画の改定を踏まえ、次の事項を追記する。 「空港管理者は、後発地震の発生に備えて応急対策活動の基地として使用するものについて、事前に必要な体制を整備するものとする。」	南トラ推進計画 第9節
52	南海トラフ地震臨時情報発表前における運行規制等の情報提供	南海トラフ地震防災対策推進基本計画の改定を踏まえ、次の事項を追記する。 「鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行う。」	南トラ推進計画 第9節